



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 724 号 (一部抜粋)



平成 30 年 3 月 28 日

5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 「試験方法」のJAS規格ができます。◆

これまで、JAS規格の対象はモノ（食品や農林水産物）の品質に限定されていましたが、JAS法（日本農林規格等に関する法律）が平成29年6月に改正され、その対象はモノの「生産方法」や「試験方法」などにも拡大されました。

平成30年2月20日のJAS調査会及び3月6日の同調査会試験方法分科会で「試験方法」JAS規格の原案が2つ、審議されました。1つは「べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量－高速液体クロマトグラフ法」、もう1つは「ウンシュウミカン中のβ-クリプトキサンチンの定量－高速液体クロマトグラフ法」で、いずれもFAMICで実施した共同試験を基に作成されています。2つの案はともに議決され、近くJAS規格として制定される予定です。

「試験方法」のJAS規格が制定されると、その方法により試験を行う能力のある試験機関を農林水産大臣がJAS制度に基づき登録できるようになり、この登録試験機関が発行する当該試験の証明書等にはJASマークを表示することができます。

JASマークが表示された試験証明書等は、信頼性が高いものとして、国内での取引を円滑化するだけでなく、食文化や商習慣が異なる海外市場においても、日本産品の品質や特色等のアピールにつながることを期待されています。